



## 辺野古のサンゴ移植のための特別採捕許可申請について

～是正の指示に従い許可することは水産資源の保護に繋がりません～

令和3年3月

沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課

沖縄県農林水産部水産課

## 辺野古のサンゴ移植のための特別採捕許可申請について

～是正の指示に従い許可することは水産資源の保護に繋がりません～

### はじめに

沖縄県は、沖縄防衛局から申請のあるサンゴの特別採捕許可申請を審査していましたが、農林水産大臣は、これを許可しなさいと、「是正の指示」を出しました。

沖縄県は、この「是正の指示」に多くの問題があると考えていることから、現在、農林水産大臣を相手に裁判を行っています。

この資料は、県民・国民のみなさまに、裁判に至った経緯や背景などについて理解していただくための参考となるよう作成しました。

### 1 特別採捕許可申請について

～サンゴの採捕は原則として禁止されています～

サンゴは、魚やエビなどの生息場所や餌となるなど、沖縄の豊かな海を形成する貴重な生物です。

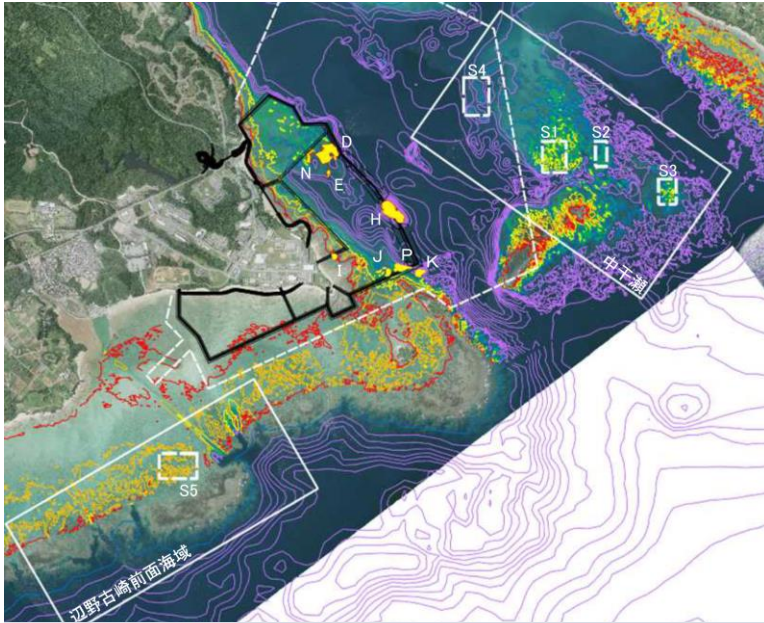
そのため、沖縄県では、サンゴ（厳密には「造礁サンゴ類」）の採捕（動植物を採取又は捕獲すること）を禁止しており、水産資源の繁殖保護につながる場合に限り、例外的に採捕できることとしています。

試験研究などを目的にサンゴを採捕したい場合は、その理由や方法などを記載して、沖縄県に申請しなければなりません。

この申請を「特別採捕許可申請」といい、沖縄県は、申請内容に「必要性(採捕することが本当に必要なのか)」や「妥当性(内容が目的を達成するために十分なもので水産資源に悪影響が出ないか)等」が認められるか審査を行っています。



## 2 沖縄防衛局がサンゴ類の特別採捕許可を申請する理由について ～埋立区域内に生息するサンゴ類を移植するための申請です～



移植対象サンゴ類の分布域と移植先候補の位置  
出典 沖縄防衛局『第26回環境監視等委員会資料』

沖縄防衛局は、名護市辺野古沿岸域に普天間飛行場の代替施設（辺野古新基地）の建設を計画しています。

この新基地を建設するためには、公有水面である辺野古沿岸域を埋め立てなければなりません。公有水面を埋め立てるためには沖縄県の承認が必要です。

そのため、沖縄防衛局は、平成25年3月、沖縄県に公有水面埋立事業の承認願を行いました。

この計画では、環境を保全するための措置として「埋立区域内に生息するサンゴについて、避難措置として適切な場所に移植を行う」と記載されています。

上図の黒い線の内側が、沖縄防衛局が埋め立てる予定の海域で、そこに生息しているサンゴを移植するため、沖縄防衛局は、沖縄県に平成31年4月及び令和元年7月に、是正の指示の対象となったサンゴの特別採捕許可を申請しました。

## 3 是正の指示を受けた時点で処分をしていなかったことについて

沖縄県は、沖縄防衛局から提出されたサンゴの特別採捕許可申請について審査を行いました。次のとおり、審査基準を満たしていると判断できませんでした。

### (1) 必要性の判断について

#### ～当初承認を受けた内容に従って工事を完成できません～

沖縄県は、沖縄防衛局から提出されたサンゴの特別採捕許可申請につい

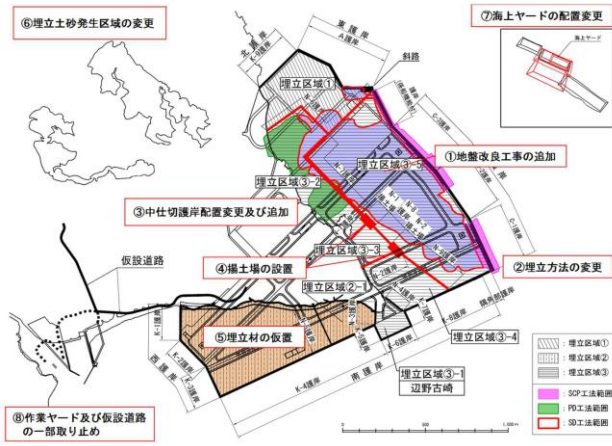
で審査を行いました。

しかし、大浦湾側には軟弱な地盤が存在することが明らかとなり、大規模な地盤改良工事が必要となりました（右図赤紫、紫及び緑の部分）。

地盤改良工事を行うためには、当初承認を受けた計画を変更することについて、改めて沖縄県の承認を受ける必要がありますが、是正の指示の時点（R2.2.28）では、申請すら出されていませんでした。

つまり、農林水産大臣が指示をした時点では、当初承認を受けた内容に従って埋立工事を完成させることができないことが明らかとなっていました。

このようなことから、サンゴを採捕する必要性が認められると判断することができませんでした。



計画変更の概要

出典 沖縄防衛局『第23回環境監視等委員会資料』

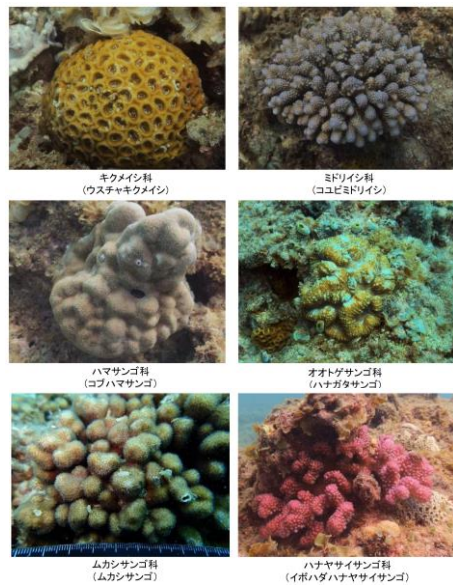
## (2) 妥当性等の判断について

～移植先の選定や移植先への影響の検討が十分ではありません～

サンゴはそれぞれの種に適合した場所に生息しているため、サンゴを移植すると、環境の変化などによりその多くが死んでしまいます。そのため、サンゴの移植というのは、本来望ましいものではありません。

そのため、埋立事業の実施が確実で、事業の実施に伴いサンゴがやむを得ず消失することが避けられないとしても、移植によって死んでしまうサンゴを最小限にとどめなければ、適切な移植計画であると認めることはできません。

また、移植先には既に様々な生物が生息



移植対象サンゴ類の代表的な例

出典 沖縄防衛局

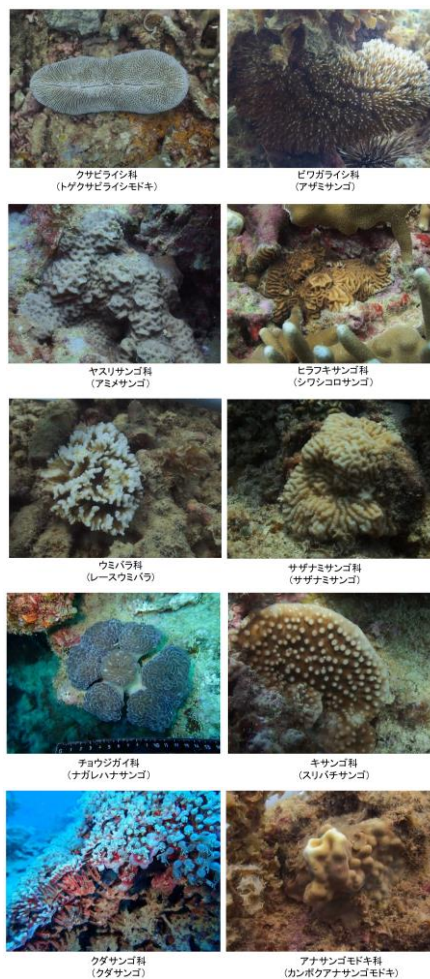
『第17回環境監視等委員会資料』

していますが、サンゴの中には他のサンゴを攻撃する種類もあるなど、不適切なサンゴの移植は、移植先の生物、ひいては移植先の海域の生態系に悪影響を与えるおそれもあり、その点についても十分に検討される必要があります。

さらに、今回の申請では、移植対象のサンゴが16科57属(種数は示されていません)の約4万群体という、極めて多数の種類、多数の個体について大規模な移植を行うもので、一般的な許可事例とは全く異なります。

そのため、沖縄県は、沖縄防衛局に対し、移植先の選定方法や具体的な移植場所等について、説明を求めましたが、沖縄防衛局からは、十分な回答が得られておりません。

そのため、申請内容が妥当であると判断することはできませんでした。



移植対象サンゴ類の代表的な例  
出典 沖縄防衛局  
『第17回環境監視等委員会資料』

#### 4 訴訟の提起について

～是正の指示の内容は知事の権限を奪うものであり地方自治法に定められた手続でその取消しを求めています～

以上のような理由により、沖縄県では、沖縄防衛局から申請のあったサンゴの特別採捕許可申請について、審査を継続していましたが、令和2年2月、農林水産大臣から許可しなさいとの是正の指示を受けました。

農林水産大臣は、沖縄防衛局の申請を許可すべき内容と判断しましたが、沖縄防衛局の申請内容は、環境保全措置のためにサンゴを移植する計画として十分なものではないことから、移植したサンゴの大半が死滅するだけではな

く、移植先の生物のバランスを乱し、生態系に取り返しのつかない影響を与えるおそれがあります。

また、このような是正の指示は、法令に基づき知事に与えられた特別採捕許可申請を処分する権限を、知事が行使する前に、具体的に許可しなさいと大臣が命じたもので、知事の権限を奪うことになりかねません。

地方自治法では、国と地方公共団体は対等・協力の関係であるとされており、国（各大臣）が地方公共団体に対して是正の指示を行い、地方公共団体がこれに不服がある場合の手続として、国（各大臣）を相手に訴訟を提起することが認められています（これを「関与取消訴訟」といいます。）。

このようなことから、沖縄県知事は、農林水産大臣の是正の指示の取消しを求めて、関与取消訴訟を提起しました。

辺野古のサンゴ移植のための特別採捕許可申請について

令和3年3月

沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
電話 098-866-7495  
Email aa071404@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県農林水産部水産課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
電話 098-866-2300  
Email aa048305@pref.okinawa.lg.jp